## **法令 No.1** 目的, 定義

## 第 57 回 (2012 年)

問 1	放身	対線障害防止法の目的	に関す	る次の対	て章の		D	こ該当す	る語句	につい	て,放射	線障害
	防止法	<b>生上定められているも</b>	のの組	1合せは,	下記	の選択肢のう	うちどれ:	9,°				
	[2	の法律は,原子力基	本法の	精神にの	つっと	h, A	]の使用	販売,	賃貸,	廃棄そ	の他の耳	双扱い,
	放射網	泉発生装置の使用及び	A		女射絲	発生装置から	発生し	た放射網	によっ	て汚染	された物	(以下
	「放射 <sup>·</sup>	性汚染物」という。)	<b>の</b>	B その	つ他の	取扱いを規制	引するこ	とにより	、これ	らによ	る <u>C</u>	を防
	止し,	Dの安全を確	保する	ことを目	目的と	する。」						
		A		В		С		D				
	1	放射性同位元素		使用		放射線障害	- 1	<b></b>				
	2	放射性同位元素		廃棄		放射線障害		公共				
	3	放射性同位元素等		使用		放射線障害	4	公共				
	4	放射性同位元素		廃棄		被ばく等		<b>洋業者</b>				
	5	放射性同位元素等	1	使用		被ばく等		公共				